

平成25年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 13件	
1	秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 地方独立行政法人法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）：平成25年3月30日公布、一部を除き同年4月1日施行	○改正理由 地方税法の一部改正（平成25年法律第3号）に伴い、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。 2 年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該年金所得者に係る前年度分の個人市民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする。 3 一定の特定公社債の利子等について、納税義務者の申告により、申告分離課税の対象とする。 4 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を個別の分離課税制度とする。 5 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成28年1月1日から。ただし、一部の規定は同年10月1日又は平成29年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

3	秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する件	○改正理由 市税の延滞金の割合の見直しに伴い、諸収入金に適用される延滞金の割合を引き下げるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 諸収入金に係る延滞金の額の計算方法を改める。 (1) 延滞金の額の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとする。 (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとする。 (3) 延滞金の割合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセントとし、当該期間を超える期間については年14.5パーセントとする。 2 道路占用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他諸収入金に係る延滞金の割合を当分の間引き下げる。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
4	秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する件 ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成25年4月1日施行	○改正理由 社会福祉審議会の処理する事務に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に係る事務を加えることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 社会福祉審議会の処理する事務に、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項の調査審議等を加え、児童専門分科会において調査審議することとする。 ○施行期日 公布の日から

5	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件	○改正理由 指定小規模多機能型居宅介護事業所において児童発達支援等のサービスを提供するための特例の要件を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 基準該当生活介護に係る指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の登録定員等の要件に、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス等を利用する障害児の数を含めることとする。 2 基準該当短期入所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の事業の要件に、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス等の提供を加えること等とする。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成25年10月1日から
6	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件 ・地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）：平成25年3月30日公布、一部を除き同年4月1日施行	○改正理由 地方税法の一部改正（平成25年法律第3号）に伴い、株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例等について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例について規定する。 2 上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例について規定する。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成29年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
7	秋田市雄和観光交流館条例の一部を改正する件	○改正理由 雄和観光交流館（以下「交流館」という。）を利用料金制とするとともに、その利用料金等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 交流館の利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。 2 交流館の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること

		とする。 3 交流館の利用料金は、原則として還付しないこととする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
8	秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部を改正する件	○改正理由 雄和観光農産物加工所（以下「加工所」という。）を利用料金制とするとともに、その利用料金等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 加工所の利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。 2 加工所の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。 3 加工所の利用料金は、原則として還付しないこととする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
9	秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部を改正する件	○改正理由 雄和サイクリングターミナルの宿泊利用等を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 雄和サイクリングターミナルの宿泊利用を廃止する。 2 宿泊利用および浴室の利用に係る利用料金を削る。 3 その他規定を整備する。 ○施行期日 平成26年4月1日から
10	秋田市河辺岩見温泉条例の一部を改正する件	○改正理由 河辺岩見温泉の宿泊利用を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 河辺岩見温泉の宿泊利用に係る利用料金を削るとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成26年4月1日から

11	秋田市営住宅条例の一部を改正する件 ・福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）：平成25年5月10日公布、同日施行	○改正理由 福島復興再生特別措置法の一部改正（平成25年法律第12号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
12	秋田市雄和ふるさとセンター条例を廃止する件	○廃止理由 雄和ふるさとセンターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 平成25年10月1日から
13	秋田市河辺農林漁業資料館条例を廃止する件	○廃止理由 河辺農林漁業資料館を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの ○施行期日 平成25年10月1日から
「 単 行 案 」 8 件		
14	地方独立行政法人市立秋田総合病院中期目標を定める件	○地方独立行政法人市立秋田総合病院が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間に達成すべき中期目標を定めるため、議会の議決を求めようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第25条第3項
15	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 10路線 延長 761.70m ・認定後の市道路線延長 約2,003.5km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
16	大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事請負契約を締結する件	○大森山自然動物公園大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市浜田字潟端154番地 ・契約金額 203,805,000円 ・契約先 住建・山建開発建設工事共同企業体 ・工期 平成26年3月20日まで ・工事概要

		大屋根ビジターセンター（仮称）建設工事 鉄骨造平屋建 建築面積 1,076.32㎡ 延べ面積 740.15㎡ 動物舎建設工事 鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 47.01㎡ 延べ面積 47.01㎡ ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
17	秋田市立広面小学校東棟大規模改造工事請負契約を締結する件	○秋田市立広面小学校東棟大規模改造工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市広面字蟹沢29番地 ・契約金額 296,310,000円 ・契約先 小南・栗野・珍田建設工事共同企業体 ・工期 平成26年8月29日まで ・工事概要 - 東棟改造工事 R C造3階建 延床面積2,210㎡ - 内部改修工事 - 給食室改修工事 - 耐震補強工事 - 鉄筋コンクリート耐震壁補強 - 鉄骨造ブレース補強 - 外部改修工事 - 外壁改修工事 屋上防水改修工事 - 土間階段改修工事 ゴミ庫改築工事ほか - 南棟・北棟附帯工事 - 東棟大規模改造工事に伴う既存諸室の改修工事 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
18	秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約を締結する件	○秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内 ・契約金額 2,076,900,000円 ・契約先 日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社 ・工期 平成28年3月15日まで

		・ 工事概要 おおむね10年毎に必要な溶融施設の主要機械設備、電気設備の整備等を実施 総合環境センター溶融施設 処理能力 230t/日 2炉（460t/日） 平成14年 4 月から稼働 機械設備工事1 式 電気設備工事1 式 建築設備工事1 式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
19	平成24年度秋田市水道事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成24年度秋田市水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
20	平成24年度秋田市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成24年度秋田市下水道事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
21	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金を処分する件	○平成24年度秋田市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金を減債積立金に積み立てようとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第2項
	「 予 算 案 」 4 件	
22	平成25年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙
23	平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
24	平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
25	平成25年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	

「 決算認定 」 4 件		
26	平成24年度秋田市病院事業会計決算認定の件	○資料別紙
27	平成24年度秋田市水道事業会計決算認定の件	
28	平成24年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
29	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
「 追加提案 」		
「 人 事 案 」 2 件		
30	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	○公平委員会委員安田幸男氏の辞任（平成25年6月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 残任期間（平成26年9月30日まで） ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項
31	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員星川豊一氏の任期満了（平成25年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
「 決算認定 」 1 件		
32	平成24年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	